

## 第4期 松山市役所 温暖化対策実行計画 【概要版】

### 1 計画の背景と位置づけ

#### ○計画策定の背景

松山市では平成13年に「第1期松山市役所地球温暖化対策実行計画」を作成し、平成16年に改訂、平成18年に第2期実行計画、平成24年には第3期実行計画を策定するなど、実態に即した温暖化対策を実施するよう進捗管理に努め、市役所の事務及び事業から発生する温室効果ガス排出量の抑制に取り組んできました。

今回、第3期実行計画の計画期間満了により、「第4期松山市役所温暖化対策実行計画」を策定します。

本計画は、「温対法」第20条の3に基づき、市役所の温室効果ガスの排出抑制を推進するための地方公共団体実行計画として位置づけます。

### 2 第4期温暖化対策実行計画の策定 基本的事項

#### ○目的

市は、温室効果ガス排出量が比較的大きいため、一事業者・一消費者の立場から、温暖化対策を行う必要があり、率先して各種取り組みを推進することで、市域全体の温室効果ガスの削減に寄与することを目的としています。

#### ○基準年度及び期間

基準年度：平成26年度

実施期間：平成28年度から平成32年度までの5年間

※ただし、削減目標の達成状況や社会情勢の変化等によっては、必要に応じて見直しを行うものとします。

#### ○対象範囲

1,163施設（外部への委託施設など含む）を対象とします。

※なお、計画の基準年(平成26年度)以降に建設された施設については、計画の範囲内の施設と同様、計画に基づく取り組みは進めますが、数値目標による進捗管理については次期計画の中で行うものとします。

### 3 温室効果ガス排出削減に関する数値目標

---

#### ○温室効果ガス排出の削減目標

| 基準年度(平成 26 年度)           | 目標年度(平成 32 年度) |
|--------------------------|----------------|
| 143,244t・CO <sub>2</sub> | 3%削減           |

#### ○目標を達成するための基本方針

本市は、温暖化対策への取り組みを率先して、組織的に進める必要があることから、自らの事務・事業活動が環境に配慮したものに改善するよう努めるとともに、職員一人ひとりが日頃から温暖化に対する取り組みを積極的に行うことで、目標値を達成し、市域の温室効果ガス削減に寄与することができるよう取り組んでいきます。

#### ○温室効果ガス排出削減等に関連する活動指針

この計画では、温室効果ガス排出量削減のほかに、個別の数値目標として、(1) 直接的項目と(2) 間接的項目を併せた 8 項目の数値目標を設定します。

- (1) 直接的項目・・・取り組みの効果が温室効果ガス排出量算定に直接的に影響する「燃料」「電気」「廃棄物（家庭系）」、「廃棄物（事業系）」の 4 項目に関連するもの
- (2) 間接的項目・・・間接的に温室効果ガスの削減につながるもの